

# 基礎研 レポート

## EIOPA がソルベンシー II レビューに 関する第 1 の助言セットについての CP を公表 (2) —政策オプションの影響評価—

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777

中村 亮一

E-mail: [nryoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryoichi@nli-research.co.jp)

### 1—はじめに

[前回のレポート](#)の「[1—はじめに](#)」で述べたように、EIOPA は、ソルベンシー II 制度のレビューに関して、2017 年 7 月 4 日に、「ソルベンシー II 委任規則の特定項目に関する欧州委員会への EIOPA の第 1 の助言セットに関するコンサルテーション・ペーパー」<sup>1</sup>（以下、「今回の CP」と言う）を公表し、関係者からのフィードバックを求めている。

このコンサルテーション・ペーパーの概要について、2 回のレポートで報告することとしているが、[前回のレポート](#)では、欧州委員会からの助言要求項目の内容とそれに対する今回の CP での助言案について報告した。今回のレポートでは、今回の CP の助言のドラフト作成中に検討された政策オプションの影響評価について報告する。

### 2—今回の CP におけるドラフト影響評価の位置付け

欧州委員会の要請によれば、EIOPA は、適切な場合には、技術的な選択肢の範囲を特定し、それぞれのコストと便益の根拠に基づいた評価を行うことによって、その助言を正当化する必要がある。業界側の管理負担とコンプライアンス費用が重大な場合、EIOPA は可能な限りこれらのコストを定量化する必要がある。

コストと便益の分析は、影響評価手法に従って実施される。

欧州委員会は、EIOPA に対して、評価中に収集した分析を裏付ける十分な事実データを提供するように要請した。これにより、収集されたデータを最大限に活用し、EIOPA によって提出された助言の提案の重要性を評価し、全てのステークホルダーが EIOPA の提案するオプションの全体的な影響を理解することが可能になる。

<sup>1</sup> <https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-consults-on-its-first-set-of-advice-on-the-Solvency-II-review.aspx>  
[https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-CP-17-004\\_Consultation\\_Paper\\_on\\_First\\_set\\_of\\_Advice\\_on\\_SII\\_DR\\_Review.pdf](https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-CP-17-004_Consultation_Paper_on_First_set_of_Advice_on_SII_DR_Review.pdf)

今回の影響評価は、[前回のレポート](#)でも述べたように、EIOPA が 2017 年 10 月までに欧州委員会に提出する予定の第 1 の助言セットに関連しており、これらは会社の年次報告データの分析があまり関係のない項目が多く含まれている。

なお、第 2 の助言セットが開発され、それぞれの影響評価と一緒に公開協議の対象となり、2018 年 2 月までに欧州委員会に提出される。第 2 の助言セットは、年次報告データの分析が必要であり、技術的助言要請から発生している他の全ての項目を含んでいる。具体的には、以下の通りである。：① リスクマージン、②保険料及び責任準備金リスク、③災害リスク、④死亡及び長寿リスク、⑤カウンターパーティ・デフォルトリスク、⑥グループレベルでの通貨リスク、⑦金利リスク、⑧自己資本、⑨未格付債券及び貸付金、⑩非上場株式及び戦略的参加。

### 3—今回の CP におけるドラフト影響評価の概要

この章では、今回の CP の中で行われているドラフト影響評価の概要について報告する。

なお、CP における記述構成は、各項目において、①政策オプションの説明、の後、②各オプションの影響分析、が行われ、それらの結果に基づいて、最後に、③各オプションの比較が行われ、評価が示される、という形になっているが、ここでは、①と③の内容について報告する。

#### 1 | 簡素化された計算の適用基準の明確化等

##### (1)政策オプション

「政策課題 1：比例性の評価」については、オプション 1.1（変更なし）とオプション 1.2（臨界値の設定）（規模又は SCR の観点から定義された臨界値が存在し、その下で全ての簡素化された計算が許可されるべき）の 2 つのオプションが検討された。

「政策課題 2：簡素化された計算のリスト」については、オプション 2.1（簡素化の拡張リスト）（既存の簡素化に加えて、SCR 標準式の他のモジュールに対して新しい簡素化された計算を提供）とオプション 2.2（列挙されていない簡素化された計算）（企業は独自の簡素化を使用可能）の 2 つのオプションを評価した。

#### 9.4.1. 政策オプション

593. EIOPA は、簡素化された計算に関する助言の開発中に、異なる選択肢が検討され議論される 2 つの主要な政策課題を特定した。

- ・政策課題 1：比例性の評価
- ・政策課題 2：簡素化された計算のリスト

#### 政策課題 1：比例性の評価

594. 委任規則第 88 条は現在、SCR 標準式の計算の選択を正当化するための評価を実施することを義務付けている。この評価は、SCR 標準式に適用される比例原則の基礎となるものである。

595. この評価は 2 段階で行われる。最初に、リスクの性質、規模、複雑性の評価が行われる。第 2 に、基礎となる仮定と特定のリスクプロファイルとの間に偏差があるために、簡素化された計算の

結果に導入された誤差を、必要に応じて定性的又は定量的に評価している。

596. この評価の結果、保険会社は、考慮されている簡素化された計算が、リスクの性質、規模及び複雑さに比例するかどうかを決定すべきである。

597. この点で、以下のオプションが検討されている。

a. オプション 1.1 - 変更なし：このオプションでは、第 88 条により、簡素化された計算の十分かつ適切な使用が可能と考えられる。

b. オプション 1.2 - 臨界値の設定：このオプションの下では、規模又は SCR の観点から定義された臨界値が存在し、その下で全ての簡素化された計算が許可されるべきである。

## 政策課題 2：簡素化された計算のリスト

598. 委任規則は、比例的である場合に、保険会社によって使用される簡素化された計算のリストを指定する。このリストは閉じられている。標準式での SCR の計算をさらに簡素化するために、以下のオプションが検討されている。

オプション 2.1 - 簡素化の拡張リスト：このオプションでは、既存の簡素化に加えて、SCR 標準式の他のモジュールに対して新しい簡素化された計算が提供される。

オプション 2.2 列挙されていない簡素化された計算：このオプションでは、企業は独自の簡素化を使用できる。

### (2) オプションの比較

分析の結果として、政策課題 1（比例性の評価）に関しては、オプション 1.2（臨界値の設定）はリスクの性質と複雑さを適切に考慮しておらず、重要なリスクを伴わない大規模な保険会社には損害を与える可能性があることから、オプション 1.1（変更なし）が好ましい選択肢である、としている。

政策課題 2（簡素化された計算のリスト）に関しては、オプション 2.2（列挙されていない簡素化された計算）は、監督者への文書化と正当化の観点から、結果としてより大きな負担をもたらすことになることから、オプション 2.1（簡素化の拡張リスト）が好ましい選択肢である、としている。

### 9.4.3. オプションの比較

607. 政策課題 1（比例性の評価）に関して、好ましい選択肢はオプション 1.1（変更なし）である。委任規則の第 88 条は、原則として残すべきである。収集された情報は、簡素化された計算が使用されていることを示しており、EIOPA で毎年の QRT が利用可能になると、より詳細な統計を導出する必要がある。臨界値を設定する代替案は、リスクの性質と複雑さを適切に考慮しておらず、重要なリスクを伴わない大規模な保険会社には損害を与える可能性がある。

608. 政策課題 2（簡素化された計算のリスト）に関して、好ましい選択肢はオプション 2.1（簡素化の拡張リスト）である。簡素化された計算のリストは、閉じたリストとして保持し、計算が最も複雑なサブモジュールに拡張する必要がある。企業が独自の簡素化された計算を使用できる代替案は、監督者への文書化と正当化の観点から、結果としてより大きな負担をもたらすであろう。

## 2 | 標準式における外部信用格付けへの依存度の低減

### (1)政策オプション

ECAI（External Credit Assessment Institution：外部信用評価機関）の使用の可能性のある選択肢について、オプション1（内部信用評価の使用）、オプション2（市場における暗黙の格付の使用）、オプション3（会計ベースの措置の使用）、オプション4（簡素化の使用）（特定の種類のエクスポージャーについて、信用力を区別せずに標準式のリスクチャージを計算）、の4つのオプションを評価した。

#### 9.5.1. 政策オプション

609. SCR 標準式算定のために外部信用格付けへの依存を減らすことを目的として、ECAI の使用の可能性のある選択肢について議論した。

609. 特に以下のオプションが検討された：

- a. オプション1 - 内部信用評価の使用：（再）保険会社は、エクスポージャーの信用度を自己評価する。
- b. オプション2 - 市場における暗黙の格付の使用：エクスポージャーの信用度は、金融市場で入手可能な情報を通じて導出される。
- c. オプション3 - 会計ベースの措置の使用：エクスポージャーの信用度は、財務書類又は会計帳簿で入手可能な情報を通じて導出される。
- d. オプション4 - 簡素化の使用：特定の種類のエクスポージャーについて、信用力を区別せずに標準式のリスクチャージを計算する。

### (2)オプションの比較

分析の結果、全てのオプションは、外部格付けへの依存を減らすという利点がある一方で、重大な欠点もあり、結果として好ましいオプションはオプション4（簡素化の使用）である、としている。

内部信用評価オプションが、システムリスクとプロシクリシティを低下させる観点から最も有望な選択肢と思われるが、この段階では、全ての（再）保険会社に対して、全てのエクスポージャーに対する信用評価のための複雑な枠組みの策定を要求することは、不均衡になるという理由から、このアプローチをさらに発展させる助けとなるガイダンスを提供することを選択した、としている。

#### 9.5.3. オプションの比較

619. 考慮されている全てのオプションは、外部格付けへの依存を減らすという利点がある。しかし、（上記で概説したように）それぞれの選択肢について重大な欠点がある。

620. 内部信用評価オプションは、システムリスクとプロシクリシティを低下させる観点から最も有望な選択肢と思われる。しかし、この段階では、全ての（再）保険会社に対して、全てのエクスポージャーに対する信用評価のための複雑な枠組みの策定を要求することは、不均衡になる。そのため、我々はこのアプローチをさらに発展させる助けとなるガイダンスを提供することを選択した。

621. 好ましいオプションはオプション4（簡素化の使用）である。全ての（再）保険会社が簡素化を用いることは、（再）保険会社の信用リスクを増加させる。一方、それは簡便であり、ある場合には比例するかもしれない。それをオプションにし、特定のケースに使用を制限することによって、それは、比例性に関する第88条の枠組みの中での簡素化された計算を考慮している、ことから選択された。その目的は短所を相殺することである。

### 3 | 保証、第三者による保証エクスポージャー、地域政府及び地方自治体（RGLA）へのエクスポージャーの取扱の銀行の枠組みとの整合性の確保等

#### (1) 政策オプション

4つの政策課題を挙げて、それぞれに対して、2つずつのオプションを検討した。

「政策課題1：市場リスクモジュールにおける同じリスクを持つ加盟国の中央政府とRGLAによる保証の取扱の調整」については、オプション1.1（加盟国の中央政府による保証のための調整）とオプション1.2（調整なし）について検討した。

「政策課題2：加盟国の中央政府とは異なるリスクを伴う加盟国のRGLAのための中間取扱の導入」については、オプション2.1（ITS（EU）2015/2011<sup>2</sup>に列挙されていないRGLAへのエクスポージャーのための取扱と、信用度ステップ2の国内通貨建てでファンディングされている非EEAの中央政府及び中央銀行へのエクスポージャーの取扱の調整）とオプション2.2（調整なし）について検討した。

「政策課題3：委任規則第191条に準拠したモーゲージと同じリスクを有する加盟国の中央政府とRGLAによる保証の認識」については、オプション3.1（委任規則第191条の要件を満たすモーゲージのITS（EU）2015/2011に列挙されている加盟国の中央政府及びRGLAによる保証の認識）とオプション3.2（認識せず）について検討した。

「政策課題4：委任規則第191条に定義されているモーゲージの部分保証によるリスク軽減効果の認識」については、オプション4.1（加盟国の中央政府又はITS（EU）2015/2011に列挙されているRGLAによって提供される委任規則第191条の要件を満たすモーゲージローンに関する無条件かつ取消不能な部分保証に対する部分的な保証の認識）とオプション4.2（認識なし）について検討した。

#### 9.6.1. 政策オプション

622. EIOPAは、保証、第三者によって保証されたエクスポージャー、RGLAへのエクスポージャーに関するこの助言の開発中に、様々な選択肢が検討され議論される4つの主要な政策課題を特定した。

- 政策課題1：市場リスクモジュールにおける同じリスクを持つ加盟国の中央政府とRGLAによる保証の取扱の調整

<sup>2</sup> [前回のレポート](#)では、原文に従って、「欧州委員会規則（Commission Implementing Regulation）（EU）2015/2011」としていたが、今回のレポートでは、同じく原文に従って、「ITS（Implementing Technical Standards）（EU）2015/2011」としている。「欧州委員会規則（EU）2015/2011」は、RGLAのリストに関する適用実施基準（ITS）を規定している。

- ・政策課題 2：加盟国の中央政府とは異なるリスクを伴う加盟国の RGLA のための中間取扱の導入
- ・政策課題 3：委任規則第 191 条に準拠したモーゲージと同じリスクを有する加盟国の中央政府と RGLA による保証の認識
- ・政策課題 4：委任規則第 191 条に定義されているモーゲージの部分保証によるリスク軽減効果の認識

政策課題 1：市場リスクモジュールにおける同じリスクを持つ加盟国の中央政府と RGLA による保証の取扱の調整

623. 分析の間、以下の主な選択肢が検討された：

- ・オプション 1.1 - ITS (EU) 2015/2011 に列挙されている RGLA による保証のための取扱の、市場リスクモジュールにおける、加盟国の中央政府による保証のための調整
- ・オプション 1.2 - 調整なし（即ち、委任規則に変更はない）

政策課題 2：加盟国の中央政府とは異なるリスクを持つ加盟国の RGLA のための中間取扱の導入

624. 分析の間、以下の主な選択肢が検討された：

- ・オプション 2.1 - ITS (EU) 2015/2011 に列挙されていない RGLA へのエクスポージャーのための取扱と、信用度ステップ 2 の国内通貨建てでファンディングされている非 EEA の中央政府及び中央銀行へのエクスポージャーの取扱の調整
- ・オプション 2.2 - 調整なし（即ち、委任規則に変更はない）

政策課題 3：委任規則第 191 条に準拠したモーゲージと同じリスクを有する加盟国の中央政府と RGLA による保証の認識

625. 分析の間、以下の主な選択肢が検討された：

- ・オプション 3.1 - 委任規則第 191 条の要件を満たすモーゲージの ITS (EU) 2015/2011 に列挙されている加盟国の中央政府及び RGLA による保証の認識
- ・オプション 3.2 - 認識なし（即ち、委任規則に変更はない）

政策課題 4：委任規則第 191 条に定義されているモーゲージの部分保証によるリスク軽減効果の認識

626. 分析の間、以下の主な選択肢が検討された：

- ・オプション 4.1 - 加盟国の中央政府又は ITS (EU) 2015/2011 に列挙されている RGLA によって提供される委任規則第 191 条の要件を満たすモーゲージローンに関する無条件かつ取消不能な部分保証に対する部分的な保証の認識
- ・オプション 4.2 - 認識なし（即ち、委任規制に変更はない）

## (2) オプションの比較

分析の結果、全ての政策課題に関して、調整や認識を行わない 2 点目のオプションは採用せずに、便益とコストの比較に基づいて、1 点目のオプションで対応することが好ましい選択肢であるとしている。

### 9.6.3. オプションの比較

643. 政策課題 1（市場リスクモジュールにおける同じリスクを持つ加盟国の中央政府と RGLA による保証の取扱の調整）に関して、好ましい選択肢は、便益とコストの比較に基づくオプション 1.1（調整）である。
644. 政策課題 2（加盟国の中央政府とは異なるリスクを持つ加盟国の RGLA のための中間取扱の導入）に関して、好ましい選択肢は、便益とコストの比較に基づくオプション 2.1（中間取扱）である。
645. 政策課題 3（委任規則第 191 条に準拠したモーゲージと同じリスクを有する加盟国の中央政府と RGLA による保証の認識）に関して、好ましい選択肢は、便益とコストの比較に基づくオプション 3.1（認識）である。
646. 政策課題 4（委任規則第 191 条に定義されているモーゲージの部分的保証によるリスク軽減効果の認識）に関して、好ましい選択肢は、便益とコストの比較に基づくオプション 4.1（認識）である。

## 4 | リスク軽減技術の評価とそれに対する考え方の明確化

### (1) 政策オプション

3つの政策課題を挙げて、それぞれに対して、複数のオプションを検討した。

「政策課題 1：エクスポージャー調整の頻度」については、オプション 1.1（エクスポージャー調整の頻度に制限無し）、オプション 1.2（一定の最大頻度（例えば、四半期、月次又は週単位）によるエクスポージャー調整の可能性）、オプション 1.3（あらかじめ定義された追加のエクスポージャー調整と組み合わせての固定された最大頻度でのエクスポージャー調整の可能性）の3つのオプションについて検討した。

「政策課題 2：契約の満期」については、オプション 2.1（契約の満期に制限無し）とオプション 2.2（契約の満期に制限有り）の2つのオプションを検討した。

「政策課題 3：再保険会社が SCR に準拠しなくなった場合の再保険の認識」については、オプション 3.1（再保険会社が SCR に準拠しなくなった場合の認識は無し）とオプション 3.2（再保険会社が MCR に準拠しなくなった場合を除き、期間限定の部分認識）の2つのオプションを検討した。

### 9.7.1. 政策オプション

647. EIOPA は、リスク軽減技術に関するこの助言の開発中、異なる選択肢が検討され議論される 3つの主要な政策課題を特定した。

- ・政策課題 1：エクスポージャー調整の頻度
- ・政策課題 2：契約の満期
- ・政策課題 3：再保険会社が SCR に準拠しなくなった場合の再保険の認識

648. 最初の 2つの政策課題は、ローリングヘッジに関する技術的助言に関連している。

**政策課題 1：エクスポージャー調整の頻度**

649. 委任規則第 209 条 (3) は、リスク軽減技術の置き換えが 3 ヶ月毎よりも頻繁に行われていない（及び他の基準が満たされている）ことを条件に、契約の取決めが 12 カ月未満で有効なリスク軽減技術の完全な認識を可能にする。「リスク軽減手法」という用語の法的定義がないため、第 209 条 (3) に基づいて認められている調整に関する不確実性がある。
650. 調整の理由は様々である。まず、(再) 保険会社のリスクエクスポージャーが変化した可能性がある。第 2 に、リスク軽減のために使用された契約が解約される可能性がある。第 3 に、他の契約や契約の変更がより有利かもしれない。
651. 調整の頻度の制限は、更新のリスクを低減し、上記の条件が満たされているかどうかの評価を簡素化する。同時に、このような規制は、保険会社が適時にリスクポジションの変化に対してリスク軽減を調整することを妨げる可能性がある。
652. 以下、「エクスポージャー調整」という用語は、保険会社がヘッジポジションの変化を反映するために、新たな契約を締結し、契約を（完全に又は部分的に）終了し、相殺する契約を結ぶ状況を意味している（例えば、より多くの株式 X が購入されたため、株式 X に関する追加的な短期先物契約を結ぶこと）。
653. 考慮すべき 1 つの課題は、エクスポージャー調整をどのくらいの頻度で許容するのかということである。この点で、以下のオプションが考慮されている。
- a. オプション 1.1 - エクスポージャー調整の頻度に制限無し
  - b. オプション 1.2 - 一定の最大頻度（例えば、四半期、月次又は週単位）によるエクスポージャー調整の可能性
  - c. オプション 1.3 - あらかじめ定義された追加のエクスポージャー調整と組み合わせての固定された最大頻度でのエクスポージャー調整の可能性

## 政策課題 2 : 契約の満期

654. 考慮すべきもう一つの課題は、使用された契約の満期に何らかの制限があるべきかどうかである。この点で、以下のオプションが考慮されている。
- a. オプション 2.1 - 契約の満期に制限無し
  - b. オプション 2.2 - 契約の満期に制限有り

## 政策課題 3 : 再保険会社が SCR に準拠しなくなった場合の再保険の認識

655. 再保険会社が SCR に準拠しなくなる再保険契約については、委任規則第 211 条第 3 項により、一定の条件が満たされれば例外的な部分認識が認められている。ステークホルダーは、(再) 保険会社がこれが事実であることを実証することは難しいかもしれない、と指摘した。
656. 潜在的な保護が不十分であることと、合理性のタイムリーな修復の場合には不必要な悪影響が生じる可能性があることのバランスを取らなければならない。
657. これに基づいて、以下のオプションが検討されている。
- オプション 3.1 - 再保険会社が SCR に準拠しなくなった場合の認識は無し
  - オプション 3.2 - 再保険会社が MCR に準拠しなくなった場合を除き、期間限定の部分認識

## (2) オプションの比較

分析の結果、以下の通りとしている。

- ・政策課題 1（エクスポージャー調整の頻度）に関しては、エクスポージャー調整のオプション 1.3（固定された最大頻度とあらかじめ定義されたトリガーの組み合わせ）が好ましい。
- ・政策課題 2（契約の満期）に関しては、オプション 2.2（制限有り）が好ましい
- ・政策課題 3（再保険会社が SCR を遵守しなくなった場合の再保険の認識）に関しては、オプション 3.2（再保険会社が MCR に準拠しなくなった場合を除き、期間限定の部分認識）が好ましい。

### 9.7.3. オプションの比較

672. 政策課題 1（エクスポージャー調整の頻度）に関しては、エクスポージャー調整のオプション 1.3（固定された最大頻度とあらかじめ定義されたトリガーの組み合わせ）が好ましい。あらかじめ定義されたエクスポージャー調整は、例外的な状況におけるエクスポージャー調整の柔軟性を提供するが、通常の固定最大頻度は複雑さを制限する。

673. 政策課題 2（契約の満期）に関しては、契約の満期制限に関するオプション 2.2（制限有り）が好ましい選択肢である。これにより、更新リスクが制限されるが、選択された最小満期の不利な可能性はあまり重要ではないようだ。

674. 政策課題 3（再保険会社が SCR を遵守しなくなった場合の再保険の認識）に関しては、オプション 3.2（再保険会社が MCR に準拠しなくなった場合を除き、期間限定の部分認識）が好ましい。SCR の一時的な「急激な上昇」は有意義なマイナスの影響をもたらす可能性があるが、再保険の一時的な部分認識に関連するリスクは受け入れられるようだ。

## 5 | ルックスルー・アプローチの適用拡大

### (1) 政策オプション

2つの政策課題を挙げて、それぞれに対して、2つずつのオプションを検討した。

「政策課題 1：ルックスルー・アプローチの拡張範囲」については、オプション 1.1（全ての投資関連会社への拡張（より広範な拡張））とオプション 1.2（参加者への拡張（狭い拡張））の2つのオプションを検討した。

「政策課題 2：関連する投資ビークルに対する強制的なルックスルー・アプローチ」については、オプション 2.1（SCR が高くなる可能性が高い場合は必須）とオプション 2.2（全ての場合に必須）の2つのオプションについて検討した。

### 9.8.1. 政策オプション

675. EIOPA は、ルックスルー・アプローチに関するこの助言の検討中、異なる選択肢が検討され議論される 2つの主要な政策課題を特定した。

政策課題 1：ルックスルー・アプローチの拡張範囲

政策課題 2：関連する投資ビークルに対する強制的なルックスルー・アプローチ

## 政策課題 1 - ルックスルー・アプローチの拡張範囲

676. ルックスルー・アプローチの拡張に関して、以下のオプションが検討された。

オプション 1.1 - 全ての投資関連会社への拡張（より広範な拡張）：「投資関連会社」は、投資会社/会社が子会社であるか、又は参加が保持されている他の会社であるか、指令 83/349 / EEC33 の第 12 条 (1) に定められた関係

オプション 1.2 - 参加者への拡張（狭い拡張）：ルックスルー・アプローチは、「参加」と見なされる投資関連のビークルに適用する必要がある。「参加型での関連投資会社」は、以下の場合に特定される。

- a) 保険会社が、直接的又は支配的に、投資企業/ビークルの議決権又は資本の 20%以上を所有している。又は
- b) 保険会社は、投資ビークル/事業体に対して重要な影響を効果的に行使することができる。

## 政策課題 2 : 関連する投資ビークルに対する強制的なルックスルー・アプローチ

関連する投資ビークルのルックスルー・アプローチの強制的な拡張に関しては、以下のオプションが検討された。

オプション 2.1 - SCR が高くなる可能性が高い場合は必須：その適用から得られる SCR が対応する株式リスクチャージよりも高くなる（より慎重になる）場合にのみ、ルックスルー・アプローチの適用が必須

オプション 2.2 - 全ての場合に必須：ルックスルー・アプローチの適用は、より低い SCR を決定する可能性があるかどうかにかかわらず、全ての場合に必須

### (2) オプションの比較

分析の結果、以下の通りとしている。

- ・政策課題 1（ルックスルー・アプローチの拡張範囲）に関しては、よりリスクに敏感で、複数のエンティティが「影響力」を組み合わせるケースを適切にカバーすることから、オプション 1.1（全ての投資関連会社への拡張）が好ましい。
- ・政策課題 2（関連する投資ビークルに対する強制的なルックスルー・アプローチ）に関しては、ルックスルーが必要な他のファンドとは異なる方法で投資関連会社を取り扱う特別な理由はないので、オプション 2.2（全ての場合に必須）が好ましい。

### 9.8.3. オプションの比較

685. 政策課題 1（ルックスルー・アプローチの拡張範囲）に関して、好ましいオプションはオプション 1.1（全ての投資関連会社への拡張）である。このアプローチはよりリスクに敏感であり、複数のエンティティが「影響力」を組み合わせるケースを適切にカバーする。

686. 政策課題 2（関連する投資ビークルに対する強制的なルックスルー・アプローチ）に関して、好ましい選択肢はオプション 2.2（全ての場合に必須）である。代替案は簡素化されているように見えるかもしれないが、ルックスルーが必要な他のファンドとは異なる方法で投資関連会社を取り扱

う特別な理由はないので、一般原則を適用する必要がある。ルックスルーの簡素化に関する EIOPA の取り組みの中で、より高い SCR につながる場合にのみルックスルーを必須とするオプションをさらに調査するかもしれない。

## 6 | 会社及びグループ固有のパラメータ (Undertaking Specific Parameter : USP & Group Specific Parameter : GSP) の適用状況の評価等

### (1) 政策オプション

以下の3つの政策課題とそれぞれのオプションが検討された。

「政策課題1：データ基準を変更すべきか。」

「政策課題2：現在の USP の方法を変更すべきか。」

「政策課題3：非比例再保険のための新しい USP 手法を導入すべきか。」については、オプション 3.1 (非比例再保険の調整係数に対する USP の方法の数をストップロス契約に拡張する) とオプション 3.2 (非比例再保険の調整係数に対する USP の方法の数をストップロス契約に拡張しない) の2つのオプションが検討された。

ただし、政策課題1については、承認された USP の数を考慮して、この政策オプションをもう検討しないことを決定しており、政策課題2についても詳細な分析は行っていない。

### 9.9.1. 政策オプション

687. EIOPA は、USP に関する助言の検討中、以下の3つの主要な政策課題を特定した。

- ・政策課題1：データ基準を変更すべきか。
- ・政策課題2：現在の USP の方法を変更すべきか。
- ・政策課題3：非比例再保険のための新しい USP 手法を導入すべきか。

#### 政策課題1：データ基準を変更すべきか

688. ステークホルダーから受け取った提案は、主に、集計された損失が対数正規分布に従わなければならないという根本的な仮定を変更することに関連している。上で説明したように、保険料及び責任準備金リスクに関する SCR 標準式の計算の基礎となる USP 手法の仮定は同じでなければならないため、これは不可能である。

689. 承認された USP の数を考慮して、この政策オプションをもう検討しないことが決定された。

#### 政策課題2：現在の USP 手法を変更すべきか

690. 保険料リスクに対する USP の方法を変更するための提案を受け取った。これらの提案には、この方針の選択肢をさらに検討しないという欠点があった。

691. 主な欠点の1つは、保険料リスクに関する USP 手法の変更は、承認された全ての USP を再提出する必要があることを意味し、これにより会社と NSAs (国家監督当局) に多大な労力がかかることになる。

692. その他の問題は、対数正規分布の前提を緩和することが提案されたか、又は提案された手法が

標準式のパラメータを較正する際に使用されなかったため、手法が標準式の基礎となる前提を遵守していなかったことである。

### 政策課題 3：非比例再保険のための新しい USP 手法を導入すべきか

693. 委任規則第 218 条は、損害保険料及び責任準備金リスクサブモジュールにおいて、委任規則第 117 条 (3) で言及された非比例再保険の調整要因が、会社固有のパラメータに取って代わられるということを規定している。

694. ステークホルダーは、「ストップロス」契約と呼ばれる一定の種類非比例再保険契約に対して新しい USP 手法を導入するように提案した。以下のオプションが検討された。

オプション 3.1 - 非比例再保険の調整係数に対する USP の方法の数をストップロス契約に拡張する。

オプション 3.2 - 非比例再保険の調整係数に対する USP の方法の数をストップロス契約に拡張しない。

#### (2) オプションの比較

分析の結果、政策課題 3 (非比例再保険に関する新たな USP 手法を導入すべきか) に関しては、保険契約者の保護と (再) 保険会社のリスク管理への便益に有利に働くことから、オプション 3.1 (非比例再保険のための調整係数のための USP の方法の数をストップロス契約に拡張する) が好ましい、としている。

#### 9.9.3. オプションの比較

699. 政策課題 3 (非比例再保険のための新しい USP 手法を導入すべきか) に関しては、オプション 3.1 (非比例再保険の調整係数に対する USP の方法の数をストップロス契約に拡張する) が好ましい選択肢である。このような方法論の導入によって標準式の複雑さが増したとしても、保険契約者の保護と (再) 保険会社のリスク管理に対する便益が、この選択肢に賛成する議論となっている。

## 4—まとめ

以上 2 回のレポートで、ソルベンシー II のレビューに関しての欧州委員会からの助言要求項目の内容とそれに対する今回の CP での助言案及び今回の CP の助言のドラフト作成中に検討された政策オプションの影響評価について報告してきた。

今回の CP に対する協議機関は 8 月末に終了するので、その時点で関係団体等からのコメントに関するリリースもなされることが想定される。いずれにしても、EIOPA は、これらのフィードバックを踏まえて、10 月に提出する欧州委員会への助言を作成することになっている。

今回の CP はあくまでも前回のレポートで述べたように、ソルベンシー II の第 1 段階のレビューに関する第 1 の助言セットである。今後、EIOPA は、年末までに、レビューされるべき以下の項目に対する第 2 の助言セットに関する CP を発行することとなっている。:①リスクマージン、②自己資本、③繰延税金の損失吸収能力に関する政策オプション、④カタストロフィーリスク、⑤保険料及び責任

準備金リスク、⑥死亡率及び長寿リスク、⑦カウンターパーティ・デフォルトリスク、⑧グループレベルでの通貨リスク、⑨金利リスク、⑩ルックスルーの簡素化、⑪未評価債務、⑫非上場株式及び戦略的参加。

保険会社の観点からは、これらの第2の助言セットで取り扱われる項目(繰延税金の損失吸収能力を含む)に関する助言内容により関心が高いように想定される。

EIOPAの第2の助言セットは、2018年2月までに欧州委員会に提出される予定である。

ソルベンシーIIのレビューを巡る動向については、今後の国際的な保険資本規制の検討等にも影響を与えていくことも想定されることから、今回のCPに対する関係団体の反応を含めて、EIOPAの今後の対応等については引き続き注視していくこととしたい。

以 上